

中央区期間限定型保育事業のご案内（6月利用）

中央区期間限定型保育事業とは、新設の認可保育所等が5歳児クラスの保育室などの空いているスペースを活用し、期間を限定してお預かりする事業です。なお、本事業は空き保育室等を活用しますので、1歳児クラスまたは2歳児クラスの保育室の児童とは別保育になる場合がありますことを予めご了承ください。

1 利用条件等

区 分	内 容	
申込対象者	次の条件を全て満たす場合に対象になります。 <ul style="list-style-type: none"> ・事業の利用を開始する日から利用を終了する日まで区内に住所を有していること。 ・1歳児クラスまたは2歳児クラス（令和5年4月2日から令和7年4月1日生まれ）であること。 ・認可保育所等の入所を申し込み、入所が保留となっている方（見込み含む）。 	
利用期間 実施予定園 定員	【1歳児クラス】 令和8年6月1日から 令和9年3月31日まで	ピノキオ幼児舎 HARUMI 保育園（12名） さくらさくみらい晴海（5名）
	【1歳児クラス】 令和8年6月1日から <u>令和10年3月31日まで</u>	ニチイキッズさわやか勝どき6丁目保育園（6名）
	【2歳児クラス】 令和8年6月1日から 令和9年3月31日まで	ニチイキッズさわやか勝どき6丁目保育園（6名）
延長保育	<ul style="list-style-type: none"> ・スポット延長保育は定員に空きがある場合は利用できます（月極延長保育はご利用できません）。スポット延長保育料は認可保育所と同額の費用が発生します。 	
保 育 料	<ul style="list-style-type: none"> ・認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、期間限定型保育事業を利用するすべてのお子さんの保育料は無償です。 ※スポット延長保育料は無償化の対象外です。	

※令和8年6月入所利用調整後、実施クラスの定員に空きがある場合は実施いたしません。

現在の空き情報は区ホームページでご覧いただけます。
 (ページ ID : 16097)



2 実施予定園の所在地等

保育園名	所在地	連絡先
ピノキオ幼児舎 HARUMI 保育園 (1歳児クラス)	晴海2-1-40 晴海プライムスクエア 1F	03(3532)5370
さくらさくみらい晴海 (1歳児クラス)	晴海2-5-24 晴海センタービル 1F	03(3520)9811
ニチイキッズさわやか勝どき6丁目 保育園(1・2歳児クラス)	勝どき6-3-1 THE TOKYO TOWERS SEA TOWER 3F	03(3531)8854

3 受付期間

令和8年4月1日（水）～令和8年4月30日（木）

4 申込方法

オンラインで提出する場合	オンラインで申し込む場合は、 受付期間最終日の23時59分までに送信が完了している必要があります。 ※FAX・メールでの提出は受け付けていませんのでご注意ください。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">オンライン申込の詳細はこちら(ページ ID : 17313)</div> 
窓口で提出する場合	受付場所：中央区役所6階保育課、日本橋・月島・晴海特別出張所 時 間：午前8時30分～午後5時まで（土日・祝日を除く。） ※提出に際してのご相談・ご質問等がある場合は、区役所6階保育課保育入園係へお問い合わせください。それ以外の受付場所では、書類を受領するのみとなりますので、ご注意ください。
郵送で提出する場合	〒104-8404 東京都中央区築地1-1-1 中央区役所保育課保育入園係 宛て ※郵便事故などによる書類の紛失を防ぐため、特定記録郵便などの利用をお願いします。 ※受付期間最終日の午後5時必着です。消印有効ではありません。

5 必要書類

- 期間限定型保育事業利用申込書
- 複数の保育事業を希望する方へ（本事業の他に居宅訪問型保育事業を希望している方のみ）

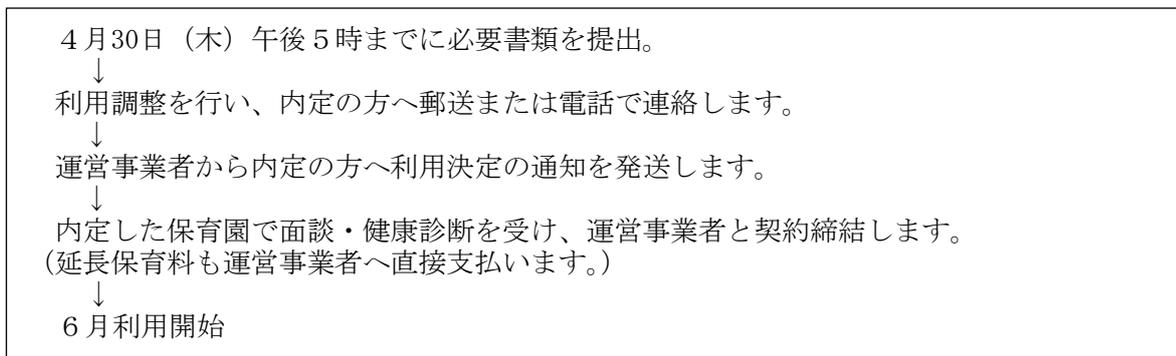
申込書類は区ホームページからダウンロードできます。(ページ ID : 16097)



6 利用者の決定等

- (1) 利用の申込数が、実施保育園で設定する本事業の受入枠を超えた場合は、区の利用調整基準により利用の可否を決定します。（「令和8年度保育園のごあんない」の37～39頁をご覧ください。）
- (2) 利用調整結果は、郵送または電話でご連絡します。
- (3) 本事業は、直接運営事業者との契約となります。

【期間限定型保育事業の流れ】



7 本事業利用開始後の認可保育所申込の調整指数及び優先順位について

(1) 調整指数について

【1歳児クラスから本事業を利用する場合】

- ・1歳児クラスに在籍している間は調整指数が適用されません。
- ・2歳児クラスとなる令和9年4月入所利用調整時から調整指数「+2」が適用されます(★)。
- ・3歳児クラスとなる令和10年4月入所利用調整についてのみ調整指数「+3」が適用されます(★)。

【2歳児クラスから本事業を利用する場合】

- ・本事業の利用開始月の翌月から調整指数「+2」が適用されます。
- ・3歳児クラスとなる令和9年4月入所利用調整についてのみ調整指数「+3」が適用されます(★)。
- ★保育を必要とする事由が「妊娠・出産」または「求職活動」の期間を除く。

※調整指数「+2」と「+3」は重複しません。

※調整指数により入所を保証するものではないことをあらかじめご了承ください。

※調整指数は各事業を利用している間のみ適用されます。途中で利用を終了した場合は、適用されません。

(2) 優先順位について

期間限定型保育事業を利用するお子さんの兄弟姉妹が認可保育所の入所申込をする場合、「令和8年度保育園のごあんない」39頁の優先順位7「区内の認可保育所に兄弟姉妹が在籍している場合」は適用されません。

8 その他

- (1) 本事業を利用できる期間は、認可保育所等の入所待機期間となります。認可保育所等に内定した場合は、期間限定型保育事業の利用は終了となり、内定先の認可保育所等に入園していただきます。保育園等の内定を辞退した場合、年度内は再度本事業を申し込むことはできません。また、申込有効期間が終了した場合は、利用終了となります。
- (2) 令和9年4月に認可保育所の入所を希望される場合は募集の時期に改めて入所申込手続きが必要です。
- (3) 本事業利用開始後、復職し、短時間勤務を取得した場合、待機されている認可保育所の利用調整における基本指数が下がってしまうことがありますのでご注意ください(「令和8年度保育園のごあんない」46頁をご覧ください。)
- (4) 認可保育所の申し込みは支給認定の有効期間内においては、引き続き有効になります。有効期間が切れることについて事前に区から通知はいたしません。
- (5) 本事業の利用が内定しなかった場合は申込みが終了となります。改めて利用を希望する方は募集期間内にその都度申請が必要です。
- (6) 本事業利用中は、「令和8年度保育園のごあんない」78頁に記載のある特例在園は利用できません。
- (7) 中央区への転入予定でお申込みの場合、中央区への転入手続き後、中央区役所6階保育入園係でも転入の手続きが必要です。(出張所でお手続きはできません。)令和8年5月29日(金)までに必ず手続きを行ってください。

【問い合わせ先】 中央区福祉保健部保育課保育入園係
電話 03(3546)5227・5387・9587
8:30~17:15(土日・祝日・年末年始を除く。)